

令和 3 年 5 月 31 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2020

課題番号：15K03136

研究課題名（和文）国際法学における人権中心思考の基礎と展開

研究課題名（英文）Human Rights-Based Thinking in International Law: Foundation and Development

研究代表者

寺谷 広司 (Koji, TERAYA)

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：30261944

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、近時、特に「人権の主流化」として知られる国際法学における人権中心思考の基礎と展開を明らかにすることであった。伝統的には国家間法として性格づけられる国際法において、それとむしろ対立的な人権の論理を調和的に埋め込み、また、人権中心思考の限界も提示することで、構想を確かなものにしようとした。

「国際法における人権基底的思考の背景と展開」『国際人権』第27号（2016年）や「国際人権条約の解釈をめぐる一考察」『国際法外交雑誌』119巻4号（2021年）が主たる公表業績である。また、第6回アジア国際学会研究大会（2017年8月25-26日）で報告するなど、海外発信にも努めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上述した研究目的を達成すべく、「立憲主義」や「国際法と国内法の関係」として論じられている他の国際秩序構想との連続も意識した。本研究は複数の学術的主張の関係を調和させるのに一定程度貢献したと思われる。また、社会情勢との関係では、研究期間中、とくに人権へのバックラッシュが一定程度問題になったが（例えば、米国でトランプ政権（2017年1月-2021年1月）、それに対抗する論理を、一定程度提供できたと思われる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the foundation and development of human rights-based thinking in international law, which is also known as “mainstreaming of human rights” in recent years. The attempt to impose human rights thinking in international law may be opposing to a traditional understanding, because international law has basically been understood as a law to regulate inter-State relations. This study tried proposing a harmonized understanding between traditional ideas and new trends. One of the main publications is “Human Rights-Based Thinking in International Law: Backgrounds and Development”, International Human Rights, No.27, 2016. Also, there are outcomes in English such as a presentation in the 6th Biennial Conference of Asian Society of International Law (2017), by which this project also aims international appeals.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 人権 国内法 調整理論 立憲主義 解釈 人権基底的思考

1. 研究開始当初の背景

本研究プロジェクトは 2015 年度に開始された。研究計画の立案及び申請書の提出は前年の 2014 年秋であり、6 年半前ということになる。当初の研究期間は 5 カ年であったが、1 年延長し、6 年間に亘り、2020 年度(2021 年 3 月)に終了した。

1 年延長の背景には、私の研究計画についての見通しの甘さや私的事情があり、また、コロナ禍による業務負担の増加といったこの時期多くの人に共通の事情もある。しかし同時に、望外にも、国連の強制失踪委員会委員に選出され(てその分多忙にな)るといった肯定的事情もあった。この実務的活動は、研究にとってより実際の視座を提供してくれた。

申請時に記した研究の学術的背景自体は以下の通りであった。

「本研究に最も近い既存の議論は国際法における「**人権の主流化**(mainstreaming human rights)」の議論だと言える。これは、とりわけ 2005 年のアナン事務総長による報告書『より広範な自由を求めて(In Larger Freedom)』の頃から盛んに聞かれるようになった言葉であり、現在も例えば国連人権高等弁務官事務所のホームページでも紹介がある <<http://www.ohchr.org/EN/NewYork/Pages/MainstreamingHR.aspx>>。国連での使用はやや標語的であるが、国際法学でも特に国際人権規範の他分野、特に伝統的分野への影響の大きさに着目して議論されるようになってきている(代表的には、Bruno Simma, General Course at the Hague Academy of International Law on “The Impact of Human Rights on International Law” in the summer of 2009)。このほか、例えば、現在応募者も委員の一人である国際法協会(ILA)国際人権法委員会は、2008 年と 2014 年にも同論点で報告書を提出している(2008 年報告書は M.T. Kamminga and M. Scheinin (ed.), *The Impact of Human Rights Law on General International Law*, OUP, 2009 として書籍化もされている)。日本では、薬師寺公夫教授(「国際人権法の現代的意義」『世界法年報』第 29 号(2010 年))や阿部浩己教授(『国際法の人権化』(信山社、2014 年)5 - 36 頁)らの業績が代表的なものである。

もっとも「人権の主流化」の意味するところは必ずしも明確ではない。もともと「人権」に関して例えば“顔の見える国際秩序”といった非常に一般的・比喩的な標語自体は以前から用いられていたのであり、更に学術的展開も起きている現象の記述的解説の側面が大きく、その理論的側面、さらに各現象を統合的に理解する視座は、応募者の見解としては不十分だと言わざるを得ない。

こうした限界を乗り越えていくためには、国際法学の秩序構想に関する諸動向に別途着目すべきであり、その代表的表現の一つは「**立憲主義**(constitutionalism)」である。応募者の理解では、その背景となる国際情勢は 1990 年代の冷戦終了以降の新しい秩序構想の中で生まれ、「立憲主義」の表現も当時から散発的に用いられていたが、2000 年以降に国連安保理の行動、国際経済法における変化などと呼応して複数の文脈で広汎に用いられるようになった。更に、この「立憲主義」論議の中核部分として部分的に重複しつつも、必ずしもそれに包摂されないのは伝統的論争「**国際法と国内法の関係**」であり、これとの関係も考える必要がある。「立憲主義」にしろ「国際法と国内法の関係」にしろ、その中心的対象となってきたもの、少なくともその一つは人権保護・伸長であり、「人権の主流化」の議論をこれらと合わせて考察しなくてはならない。

他方、この考察の際には、人権中心的に議論していくことの限界・問題点も考慮しなくてはならない(代表的には、A. Pellet, “‘Human Rightism’ and International Law”, *Italian Yearbook of International Law*, Vol X, 2000)。古くは日本でも「人権のインフレ」の名で論じられてきた病理的側面は、人権基底的な秩序構想にとっても危険な傾向だからである。」

以上の状況は今も大きくは変わっていない。敢えて取り上げる必要があるとすれば、人権へのバックラッシュが一定程度あったことかと思われる。とりわけ目立ったのは、米国でトランプ政権(2017年1月-2021年1月)が登場し、フィリピンやブラジルなど世界各地でこの種のリーダーが注目を浴びた。また、東アジア地域では中国の継続的台頭や、北朝鮮の動向も大きかった。こうした世界政治の現実から、本研究プロジェクトは一層重要なものとなった。

2. 研究の目的

申請時に記した研究目的の概要は以下の通りであった。

「本研究は、近時、特に「人権の主流化」として知られる国際法学における人権中心思考の基礎と展開を明らかにすることである。その際、「立憲主義」や「国際法と国内法の関係」として論じられている国際秩序構想との連続も明らかにする。この作業を通じて、伝統的には国家間法として性格づけられる国際法において、それとむしろ対立的な人権の論理を調和的に埋め込み、また、人権中心思考の限界も提示することで、構想を確かなものにする。」

研究期間中、大筋においてこの方向性に変更はなかった。

3. 研究の方法

研究方法は、下記の3つの視点から上記目的を達成しようというもので、また、その公表を目指していた。申請書から再掲すると、

「<人権の主流化>

- 1) 「人権の主流化」の起源を探る。この「起源」としては表面的に各種国際文書にこの語句が現れた議論だけではなく、より実質的にこの考え方の現れと思われる議論を探っていく。
- 2) 「主流化」概念を厳密化する。これは1)の作業の前提でもある。「主流化」概念は曖昧に使われているが、「体系」「システム」といった理論的語句との関係で把握しなくてはならないと考えており、重要かつ高度な課題で困難も予想される。
- 3) 人権が国際法の各分野に与えている影響(例えば、国際責任、国際条約、外交的保護)を調査する。これは、IL A国際人権法委員会による2008年報告書および2014年報告書を応募者なりに整理する試みである。
- 4) 3)と同様に人権が国際法各分野に与えている影響についてだが、平和や経済といった実質的価値との連関も考察対象となる。「平和への権利」「発展の権利」といった議論の射程を図る必要がある。

<立憲主義>

- 1) 「立憲主義」が語られている内容を各種の文脈において整理する。具体的には、国際社会一般の文脈、国際連合をはじめとする国際組織の文脈、国際経済法の文脈、国際人権法の文脈である。
- 2) 「立憲主義」概念の概念史に気を配るべきだと考えている。というのは国際法学が論じてきた以上に、特に人権論との関わりで憲法学・政治学等が大いに論じてきたからである。

<国際法と国内法の関係>

- 1) 特にヨーロッパ法秩序における多元性を分析する。なお、この論点は、私が研究分担者となっている別の科学研究費プロジェクトで進行中でもあり、部分的には重複する。
- 2) 一元論、二元論、調整理論を人権規範の観点から見直す。調整理論一般については既に作業しているが、その延長として行う。一元論者との関係ではケルゼン、フェアドロス、セル、調整理論との関係では特にオコンネルやバーゲンサルなどの国際法学者が問題になるとの見通しをもつ

ている。」

これは、プロジェクト進行中も維持された。また、公表も学会報告や学術雑誌掲載等で一定程度実現された。他方、英語による公表については、限定的だった(研究機関を過ぎた今も継続中である)。

4. 研究成果

本研究プロジェクトと関わりのある主な公表業績は下記の通りである。

< 2015 年 >

寺谷広司「人権外交の法理論 外交における国際法をめぐる一考察」柳井俊二、村瀬信也編『小松一郎大使追悼 国際法の実践』(信山社、2015年6月20日)623 - 661 頁

< 2016 年 >

「国際法における人権基底的思考の背景と展開」『国際人権』第 27 号、査読無(執筆依頼)、2016年10月30日、19-28 頁

「国際法における『裁判官対話』 その理論的背景」『法律時報』February, 2017、第 89 巻 2 号、63 - 69 頁

"The Impact of the International Covenants on Human Rights on the Rights of Foreigners in Japan", *Japanese Yearbook of International Law*, Vol.59, February 2017, pp.156-174.

< 2017 年 >

「グローバル化時代における法の把握 調整理論の現代的展開」『論究ジュリスト』秋号 (No.23.)2017年11月10日、27 - 35 頁

[学会報告] "The Debate over Regional Approaches to Human Rights in Asia: A Suggestion from the Perspective of Judicial Dialogue" 第 6 回アジア国際学会研究大会 (2017 年 8 月 25 - 26 日、於ソウル、ロッテホテル)

< 2018 年 >

「国際刑事法の現在 企画趣旨及び解題」『法律時報』(第 90 巻 10 号、2018 年 9 月号)

「人権の国際保障における刑事的規律 国際人権法と国際刑事法の構造的同一性と展開の諸態様」『法律時報』(第 90 巻 10 号、2018 年 9 月号)59 - 65 頁

「人権条約システム参加の背景及び促進戦略とその理論的含意」『法律時報』9 月号(90 巻 12 号)、2018 年、78 - 85 頁。

「アジア地域人権秩序構想の批判的考察 特に『裁判官対話』論に注目して」岩澤雄司ほか編『国際法のダイナミズム 小寺彰先生追悼論文集』(2019 年 3 月 20 日発行、165 - 192 頁) 有斐閣

"Japan: Implementation of International Human Rights by Japanese Courts" in S. Kadelbach *et al* ed., *Judging International Human Rights: Courts of General Jurisdiction as Human Rights Courts*, Springer, 2019, pp.511-542.

< 2019 年 >

「人権一般条約の実効性と公正性:『建設的対話』の制度的条件に関する覚書」『国際問題』2019 年 4 月、No.680 (焦点 国際手続きによる人権保護の展開)、5-18 頁、

[学会報告]国際法学会(2019 年 9 月 2 日 ~ 4 日)2 日目第 2 分科会、於静岡県コンベンションアーツセンター

国際人権条約の解釈をめぐる一考察 全体論、過程論、立憲主義からの把握)

< 2020 年 >

編著(伊藤一頼編集補助)『国際法の現在 変転する現代世界で法の可能性を問い直す』
(日本評論社、2020 年)

「人権の国際保障における刑事的規律 国際人権法と国際刑事法の構造的同一性と展開
の諸態様」(264 - 278 頁)

「強制失踪条約の現代的位相 手段的・刑事的・即応的性格に見る人権条約・国際法上の
諸特徴」浅田正彦、桐山孝信ほか編『現代国際法の潮流』(坂元茂樹・薬師寺公夫両先生
古希記念論集、東信堂、2020 年)157-182 頁

「国際人権条約の解釈をめぐる一考察 全体論、過程論、立憲主義からの把握」『国際
法外交雑誌』119 巻4号、2021 年、1 - 25 頁

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 680
2. 論文標題 人権一般条約の実効性と公正性：『建設的対話』の制度的条件に関する覚書	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 5, 18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11501/2691572	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 90巻10号
2. 論文標題 人権の国際保障における刑事的規律 国際人権法と国際刑事法の構造的同一性と展開の諸態様	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 59 - 65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 90巻12号
2. 論文標題 人権条約システム参加の背景及び促進戦略とその理論的含意	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 78 - 85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 23
2. 論文標題 グローバル化時代における法の把握 調整理論の現代的展開	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 27, 35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 27号
2. 論文標題 国際法における人権基底的思考の背景と展開	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 19-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 89-2
2. 論文標題 国際法における『裁判官対話』 その理論的背景	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 63-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 寺谷広司
2. 発表標題 国際人権条約の解釈をめぐる一考察 全体論、過程論、立憲主義からの把握
3. 学会等名 国際法学会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 寺谷広司
2. 発表標題 The Debate over Regional Approaches to Human Rights in Asia: A Suggestion from the Perspective of Judicial Dialogue
3. 学会等名 アジア国際学会研究大会 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 寺谷広司
2. 発表標題 国際法における人権基底的思考の背景と展開
3. 学会等名 国際人権法学会（招待講演）
4. 発表年 2015年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 寺谷広司	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 28
3. 書名 「アジア地域人権秩序構想の批判的考察」『国際法のダイナミズム 小寺彰先生追悼論文集』	

1. 著者名 寺谷広司	4. 発行年 2015年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 38
3. 書名 「人権外交の法理論 外交における国際法をめぐる一考察」柳井俊二、村瀬信也編『小松一郎大使追悼 国際法の実践』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------